

番 号：141105
国 名：ケニア
担当部署：アフリカ部アフリカ第一課
件 名：大統領府経済アドバイザー業務【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：アドバイザー業務
- (2) 格 付：1号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年2月下旬から2016年2月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.05M/M、現地 1.87M/M、合計 2.92M/M
- (3) 業務日数：

国内作業	21日	現地作業	56日
第1次国内作業	5日	第1次現地派遣	14日
第2次国内作業	4日	第2次現地作業	14日
第3次国内作業	4日	第3次現地作業	14日
第4次国内作業	4日	第4次現地作業	14日
帰国後整理期間	4日		

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月14日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入している。提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」
[（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)を確認すること。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しており、持参があっても受領できないため、留意すること。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 12点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 12点
- (計100点)

類似業務：	経済開発政策にかかる各種業務
対象国／類似地域：	ケニア/全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ケニアは東アフリカ地域の空運・海運のゲートウェイとして地理的要衝を占め、域内の経済・社会発展を牽引する役割が期待されている。ケニアは2013年度の名目GDPが43,806百万ドルを記録し、東アフリカ共同体（ケニア、ルワンダ、ブルンジ、ウガンダ、タンザニアの5カ国で構成される地域共同体。East African Community: EAC）合計の約40%を占め、2013年の一人当たりGDPが域内最大の994ドルを達成するなど、地域経済を先導している。また、周辺国の和平プロセスの推進に意欲的に関与し、地域の平和と安定に積極的に貢献している。

2008年、ケニア政府は国家開発計画「Vision 2030」を策定し、2030年までに中所得国入りすることを掲げている。そのためにも、高い経済成長率の達成、公正で統合された社会の確立、効率的で透明性ある民主制度の実現を戦略目標に掲げ、それら目標達成に向けた重点課題としてインフラ開発、農業開発、保健、人材育成、環境保全を設定している。

現在、ケニアは急増するインフラ整備需要と第三次産業の振興により、2013年度は実質GDP成長率を4.7%記録するなど、順調な成長を遂げている。しかし、旺盛な内需に加え原油等の基礎物質を輸入に依存し、慢性的な経常収支赤字（2013年度の対GDP比-10.3%）となっている。また、財政状況においても対GDP比で2013年度の財政赤字は7.1%、公的債務は43.8%、対外債務は28.6%を記録している。ケニアは2014年6月に20億ドルのユーロ債を発行し資金調達を行うと共に、VAT法の改正による歳入増や支出抑制に努めており、IMFもケニア政府による各種経済・財政政策の取組を評価しているものの、恒常的な経常収支赤字の構造転換、高水準にある公的債務の削減は引き続き課題として認識されている。

一方、2007年に実施された大統領選挙後に新設された首相ポストの下で、首相府には経済政策を含めた政策運営の監督・モニタリング及び省庁間の調整機能を担うことが求められたが、新設されたばかりの首相府にあっては、期待される役割を果たすため、組織としての能力強化を図ることが必要な状況にあった。

係る状況下、ケニア政府は日本政府に、首相への政策アドバイスを行う経済アドバイザーの派遣要請を行い、JICAは2009年1月より個別専門家をケニアに派遣した。JICAは、2013年の大統領選挙後に首相ポストに代わって副大統領ポストが設置されたことに伴い、カウンターパート機関が首相府から副大統領府になった後も同専門家の派遣を継続し、専門家は2014年8月まで活動を行った。ケニア政府では、同専門家の活動成果を高く評価し、同専門家の更なる任期延長を日本政府に要請したことを受け、改めて大統領、副大統領へのアドバイスを行う経済アドバイザーを派遣するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者はケニアの社会・経済開発に関する知見のみならず、ドナーコーディネーションの仕組み及び手続きを十分に把握し、当機構とも十分協議・調整しつつ、ケニア政府が適切な経済政策を策定・実施できるよう助言を行う。

(1) 国内準備期間（2015年2月下旬）

- ① ケニアの包括的な社会・経済開発及び同政策に関する情報収集を行う。
- ② ケニアにおける主要ドナーの動向について情報収集を行う。
- ③ ケニアにおけるドナーコーディネーションの現状について、当機構との協議も踏まえつつ、情報収集・分析を行う。
- ④ 必要に応じて各種対処方針会議に参加し、現地調査について当機構等関係者と協議を行う。
- ⑤ 上記①～④を通じて、現地派遣期間における業務内容を検討する。
- ⑥ 業務計画書を作成し、当機構アフリカ部へ提出する。

- (2) 現地派遣期間（①2015年2月下旬～3月上旬、②5月下旬～6月上旬、③8月下旬～9月上旬、④11月下旬～12月上旬の4回を想定するが、副大統領が議長を務めるドナー会議の開催時期等に鑑み、最適な派遣時期となるよう前後することも想定される。）
- ①長期的かつ国横断的な視点から、以下のような優先課題について、社会経済開発の観点から政策立案・実施に係る助言を行う。
- 民間セクター開発
 - 教育の雇用創出と経済成長への貢献度の向上
 - 食料安全保障
 - 安全な水の確保
- なお、各分野の分析に当たっては、地方分権化、中央・地方政府の計画策定・政策実施能力、人口動態、気候変動に留意して行う。
- ②以下のような、ケニア政府が戦略的に重要と位置付けている特定構想について助言を行う。
- インフラ投資
 - 生産性向上に資する農地集約化
 - 包括的な食料安全戦略
- ③副大統領府が財務省・中央銀行・関連省・政府実施機関等と連携して政策立案の基礎となる社会経済状況の分析を行う上での支援を行う。
- ④長期に持続可能な社会経済開発を実現する上で必要な対応事項について提言を行う。
- ⑤その他、大統領及び副大統領の指示に基づき可能な範囲で特命業務を実施する。

(3) 国内作業（2015年3月～2016年2月：随時）

- ① (2) の現地派遣期間の前後で、対応する課題に関する情報収集・分析を行ったり、メールベースでの政策アドバイスを行う。
- ② 現地派遣期間後には、業務進捗報告書の作成を行う。

(4) 第4回（最終）の現地派遣期間から帰国後の整理期間（2016年2月下旬）

担当分野に関する業務状況を整理したうえで報告書を作成し、当機構アフリカ部へ提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり（提出先：JICA）。

なお、本契約における成果品は（3）業務完了報告書とする。

- (1) 業務計画書（英文：JICAアフリカ部、JICAケニア事務所、C/P機関）
*電子データを持って提出すること。
- (2) 業務進捗報告書（英文：JICAアフリカ部、JICAケニア事務所、C/P機関）
*電子データを持って提出すること。
*提出時期は4回の各現地派遣期間終了後の2015年3月、6月、9月、12月を目途とするが、実際の提出にあたっては、調査の進捗状況を確認の上、当機構と協議する。
- (3) 業務完了報告書（英文3部：JICAアフリカ部、JICAケニア事務所、C/P機関）
*成果品体制は簡易製本とし、電子データも合わせて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参考すること。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給する（見積書の航空賃及び日当・宿泊料欄には0円と記載する）。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構ケニア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定（当該経費は契約には含まないので、見積書への記載は不要）。

- ・雑費・書籍購入費：100,000円
- ・国内旅費：50,000円 他

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される者をいう。臨時会計役に委嘱された者は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められる。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣は2015年2月下旬～2016年2月下旬までの間に約2週間/回を計4回予定している。

② 便宜供与内容

当機構ケニア事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿泊手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市街地域への移動を含む。）

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

C/Pが必要に応じてアレンジする。

カ) 執務スペースの提供

副大統領府プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

ケニアの社会・経済開発における基礎資料として、当機構図書館から以下の資料が閲覧できる。

・貧困プロファイル ケニア

<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000014591>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度であり、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。
- ② ケニア国内、特にナイロビを除く地方部での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAケニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じる。
- ③ 東アフリカ地域での業務経験があることが望ましい。

以上